

(3) 政治分野

① 国（議会）

イギリスの国会議員選挙は、歴史的に小選挙区制度がとられており、保守党、労働党が政権交代を繰り返してきた。

女性の活躍推進に取り組んできたのは労働党だった。1988年、同党は、執行委員会と労働大会において党規則を変更し、選挙区で女性候補者が推薦された場合、必ず女性を公認候補者名簿に掲載することとした。

同党は1993年から1996年にかけて、全体の約半数にあたる特定の選挙区に対し、「女性のための公認候補者名簿（All Women Shortlists）」を採用した。その結果、1997年の総選挙の際に労働党は勝利した。

しかし、1996年に労働裁判所は「女性のための公認候補者名簿」による立候補阻止の訴えに対し、性差別禁止法違反の判決を下し、労働党は女性のための公認候補者名簿の実施を一時断念することとなった。2001年の選挙では、その代替措置として、「男女比率 50 : 50 の公認候補者名簿」を導入した。2001年の選挙後、労働党政府は、「性差別禁止法」の改正に取り組んだ。

○性差別禁止（選挙候補者）法改正（2002年）

2015年までの時限立法として、議員の男女比率の格差を是正するために、政党がクオータを含むポジティブ・アクションを実施することは、性差別にあたらないと定められた¹¹³。

2005年、各政党は同法改正にもとづき、独自のクオータを採用した。労働党は「女性のための公認候補者名簿」を復活させ、保守党は最低 50%の女性、10%の人種的マイノリティと多数の障害を持つ人々を含む公認候補者名簿の「優先公認名簿（Priority List）」を導入した。

なお、自由民主党は、2001年に女性候補者 40%を目標とした（2005年以前の選挙では、候補者の 40%に女性を立てていた）。同時に、「女性のための公認候補者名簿」は拒否した。法改正後、自由民主党は、「公認候補者名簿の 3分の1を女性にするクオータ」を導入している。また、1999年の欧州選挙では、ジッパー方式の比例名簿で選挙にのぞんだが、2002年の欧州議会選挙では、ジッパー方式を採用しなかった¹¹⁴。

労働党が、党規則を変更し、選挙区で女性候補者が推薦された場合、必ず女性を公認候補者名簿に掲載することとした当時（1987年）、イギリス下院の女性議員の比率は、6.3%だった。2014年では、22.6%となっている。

¹¹³ 辻村（2011）pp.46-47 参照。

¹¹⁴ この政党のクオータに係る説明は、辻村（2011）pp.46-47、三浦（2014）p.229、quotaProject, United Kingdom, <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?country=77> を参照（アクセス日：2015年3月17日）。

表 6-1 イギリスの女性議員数および比率の推移

年	イギリス			
	女性議員数 (下院)	女性議員比 率(下院)	女性議員数 (上院)	女性議員比 率(上院)
1970	25	4.0%	-	-
1974	27	4.3%	-	-
1979	19	3.0%	-	-
1983	23	3.5%	-	-
1987	41	6.3%	-	-
1992	60	9.2%	-	-
1997	120	18.2%	81	7.5%
1998	121	18.4%	-	-
1999	121	18.4%	103	8.8%
2000	118	17.9%	104	15.6%
2001	118	17.9%	117	16.4%
2002	118	17.9%	117	16.4%
2003	118	17.9%	113	16.7%
2004	119	18.1%	126	17.8%
2005	127	19.7%	128	17.8%
2006	127	19.7%	142	18.9%
2007	128	19.8%	148	19.7%
2008	126	19.5%	147	19.7%
2009	128	19.8%	147	20.0%
2010	143	22.0%	147	20.1%
2011	145	22.3%	181	21.9%
2012	146	22.5%	172	22.6%
2013	146	22.5%	172	22.6%
2014	147	22.6%	182	23.4%

(出典) Inter-Parliamentary Union, "Women in Parliament: World Classification, Statistical archive" <http://www.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm> の各年 12 月 (1998 年は 8 月) のデータにより(1997 年以降) 損保ジャパン 日本興亜リスクマネジメント(株)作成。

② 地方 (地方議会、市町村議会)

1990 年代後半の労働党政権が進めた地方分権改革によって、イングランド以外の三つの地域 (スコットランド、ウェールズ、北アイルランド) には地域議会が創設され、イングランドでは、ロンドン全域を管轄するグレーター・ロンドン・オーソリティ (GLA) の設立、イングランドにおける地域審議会 (Regional Assemblies)、地域開発公社 (Regional Development Agencies) の設立などが行われた¹¹⁵。

男女共同参画の視点から見ると、例えばスコットランド議会設立にあたっては、女性団体「スコットランド労働組合評議会女性委員会 (The Women's Committee of the Scottish Trade Union Congress)」が、スコットランド議会に 50 対 50 のジェンダーバランスを実現しようと提案するなど、地域分権改革を通じて積極的な取組がみられたことだった。

なお、この提案は、「パラレルリズム (parallelism)」と言われている。各選挙区に 2 人を送りこむもので、1 人は女性候補者リストから選び、もう 1 人は男性リストから選ぶ。すべての選挙民は、これら 2 人に投票するものだった。¹¹⁶

¹¹⁵ 財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所 (2008) p.47 参照。

¹¹⁶ quota Project, United Kingdom, <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?country=77> を参照 (アクセス

表 6-2 地域議会の女性議員の割合

年	スコットランド議会			ウェールズ議会			北アイルランド議会			ロンドン議会		
	議員数	女性議員数	割合	議員数	女性議員数	割合	議員数	女性議員数	割合	議員数	女性議員数	割合
1999	129	48	37.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2003	129	51	39.5%	60	30	50.0%	-	-	-	-	-	-
2007	129	43	33.3%	60	29	48.3%	-	-	-	-	-	-
2011	129	45	34.9%	60	24	40.0%	108	20	18.5%	25	8	32.0%

(出典) quota Project, United Kingdom, <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?country=77> (アクセス日：2015年3月17日) および Richard Cracknell and Richard Keen (2014), p.3 参照。

2011年の各地域議会の女性議員の比率を見ると、北アイルランドは18.5%だが、他の3地域は30%を超え、当時のイギリス下院の女性議員比率よりも高い(表6-1および表6-2参照)¹¹⁷。

また、地域議会の下に、市町村がある。市町村議員(Local Authority Councillor)の女性比率は、イングランドが31%(2010年)、スコットランドが24%(2012年)、ウェールズが26%(2012年)、北アイルランドが23%(2011年)であった。いずれも、当時のイギリス下院の女性議員比率よりも、若干高い数値である¹¹⁸。

日：2015年3月17日)。

¹¹⁷ なお、ロンドン市議会とウェールズ議会は小選挙区比例代表併用制、スコットランド議会は、二票制の追加議席制度(additional member system わが国の衆議院選挙で行われている小選挙区比例代表並立制と異なり、混合型の比例代表の選挙制度)である。北アイルランドは比例代表制である。

¹¹⁸ Richard Cracknell and Richard Keen (2014), p.4 参照。